

雇児発0802第4号

社援発0802第2号

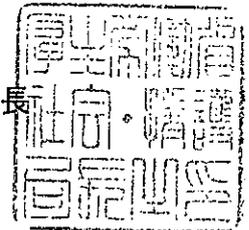
平成23年8月2日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



厚生労働省社会・援護局長



「社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金の運営について」
の一部改正について

標記については、平成21年7月31日雇児発0731第1号、社援発0731第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長連名通知「社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金の運営について」により行われているところであるが、今般、同通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正することとしたので通知する。

別紙

改正後	現 行
<p>別紙 社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領</p> <p>第1 通則 (略)</p> <p>第2 基金事業 (1)～(6) (略) (7) 事業の終了</p> <p>ア 基金事業及び特別対策事業は事業実施期限までとし、その時点で基金を解散することとする。 ただし、<u>特別対策事業実施分の精算を目的として、必要に応じ、事業実施期限から起算して3ヶ月間を限度に基金事業を延長することができる。</u>(この場合は、精算手続がすべて完了したうえで基金の解散を行うものとする。) なお、基金事業の実施期限を延長した場合は、(3)のアの(ウ)の「23年度末」を「<u>事業実施期限の翌日から起算し3ヶ月後</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>イ 都道府県は、基金を解散する場合には、別紙様式3により、解散するときまでの基金の保有額、基金事業に係る保管の状況等必要な事項を厚生労働大臣に報告し、その指示を受け、解散するとき有する基金の残余额を国庫に返還しなければならない。</p> <p>第3 特別対策事業の実施 (略)</p> <p>第4 特別対策事業を実施する場合の交付の条件 (略)</p> <p>第5 助成の算定方法 (略)</p> <p>第6 その他 (略)</p>	<p>別紙 社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領</p> <p>第1 通則 (略)</p> <p>第2 基金事業 (1)～(6) (略) (7) 事業の終了</p> <p>ア 基金事業及び特別対策事業の<u>実施期限は、平成23年度末までとし、その時点で基金を解散することとする。</u> ただし、<u>平成23年度末における特別対策事業実施分の精算、平成24年12月末まで基金事業を延長することができる。</u>(この場合は、精算手続がすべて完了したうえで基金の解散を行うものとする。) なお、基金事業の実施期限を延長した場合は、(3)のアの(ウ)の「23年度末」を「<u>24年12月末日</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>イ 都道府県は、基金を解散する場合には、別紙様式3により、解散するときまでの基金の保有額、基金事業に係る保管の状況等必要な事項を厚生労働大臣に報告し、その指示を受け、解散するとき有する基金の残余额を国庫に返還しなければならない。</p> <p>第3 特別対策事業の実施 (略)</p> <p>第4 特別対策事業を実施する場合の交付の条件 (略)</p> <p>第5 助成の算定方法 (略)</p> <p>第6 その他 (略)</p>
<p>別添 社会福祉施設の等耐震化等臨時特例基金による特別対策事業</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 事業の実施期限 平成24年3月31日とする。ただし、平成23年度中に施設整備に着手した場合には、<u>施設整備が完了する月の末日又は施設整備が完了する年度末のいずれか早い日とする。</u></p>	<p>別添 社会福祉施設の等耐震化等臨時特例基金による特別対策事業</p> <p>1、2 (略)</p>